

平成26年度 第2回「北九州市いじめ問題専門委員会」〈概要〉

□ 日 時 平成26年12月17日（水）15：30～17：10

□ 場 所 小倉北区役所庁舎 西棟7階 特別会議室

□ 出席者

【委員】（敬省略、50音順）

福岡教育大学 副学長	大坪 靖直
福岡県臨床心理士会 教育臨床委員	嘉嶋 領子
北九州市PTA協議会 役員	陣内 朋子
高橋直人法律事務所	高橋 直人
北九州市医師会 理事	田中 正章

【事務局】

教育長、教育次長、指導部長 ほか

□ 会議次第

○教育長挨拶

○議事概要（委員の主な意見等）

1 北九州市いじめ問題専門委員会運営要綱（案）について

- ・委員から質問、意見なし。
- ・原案どおり、本日12月17日より施行。

2 平成26年度の主な取組について

- ・「いじめ防止サミット in 北九州」に参加した。大勢の前で発表したことはいい経験になったと思う。その場限りで終わるのではなく、繰り返し教えていくことは大事だと思う。また、大人も「相談してもらえる大人」にならないといけない。
- ・準備など大変だったと思うが、子どもたちが実行委員となって、自主的にサミットを作ったということが大切だと思う。

3 平成26年度いじめに関する実態調査結果について

- ・高校生になると、部活の連絡などでスマートフォンを持たざるを得ないが、いきなり高校で使うようになって、小中学校で啓発を受け、何が危険なのかよく理解しているので使い方を間違えないという話を聞いた。今後も、啓発を継続してほしい。
- ・来年のいじめ防止サミットに今年の調査結果を提供し、議論してもらっても良いのではないか。

4 いじめ事例の報告について（非公開）

- ・事務局より、平成26年4月から9月までに認知したいじめの事例について報告。
- ・委員から、いじめの対応等について助言を受けた。

平成26年度 第2回「北九州市いじめ問題専門委員会」

会議記録

□ 日 時 平成26年12月17日(水) 15:30～17:10

□ 場 所 小倉北区役所庁舎 西棟7階 特別会議室

□ 出席者

(敬省略、50音順)

【委員】

福岡教育大学 副学長	大坪 靖直
福岡県臨床心理士会 教育臨床委員	嘉嶋 領子
北九州市PTA協議会 役員	陣内 朋子
高橋直人法律事務所	高橋 直人
北九州市医師会 理事	田中 正章

【事務局】

教育長、教育次長、指導部長 ほか

□ 会議次第

○教育長挨拶

○議事

- 1 北九州市いじめ問題専門委員会運営要綱(案)について
- 2 平成26年度の主な取組について
- 3 平成26年度いじめに関する実態調査結果について
- 4 いじめ事例の報告について(非公開)

□ 議事概要

1 北九州市いじめ問題専門委員会運営要綱(案)について

- ・事務局より、北九州市いじめ問題専門委員会運営要綱(案)について説明。
- ・委員から質問、意見なし。
- ・原案どおり、本日12月17日より施行。

## 2 平成26年度の主な取組みについて

- 委員：いじめ・非行防止連絡会議の説明の中で、スクールサポーター制度について触れられていたが、これまで学校が利用してきたサービスとは異なる取組み。スクールサポーターの活動事例などあれば教えてもらいたい。
- 事務局：中学校では、生徒指導主事が中心になり、警察との連携は円滑に行われているが、今まで小学校での活動は少なかった。今年の4月に県内の全署にスクールサポーターが配置され、積極的に活動してもらっている。
- 委員：「いじめ防止サミット in 北九州」に参加した。昨年よりもさらに大きな会場になっていた。参加した子どもに感想を聞くと、雰囲気圧倒され、緊張したとのことだったが、大勢の前で発表したことはいい経験になったと思う。  
メディアリテラシーの研修でも、「相手を傷つけることばは使わない」「困ったときは大人に相談する」というサミットで採択された取組を説明していた。その場限りで終わるのではなく、繰り返し教えていくことは大事だと思う。また、大人も「相談してもらえる大人」にならないといけない。
- 委員：準備など大変だったと思うが、子どもたちが実行委員となって、自主的にサミットを作ったということが大切だと思う。
- 委員：スクールサポーターの活動は巡回型か。学校からの依頼に応じて訪問しているのか。  
事案はいじめに特化しているのか。保護者からの苦情などにも対応しているのか。
- 事務局：巡回型で、非行やいじめなど、学校のニーズに応じた支援を行っており、学校の思いを所管の少年課に伝えてもらったり、不審者情報や近隣で窓ガラスが割られた事案など、防犯に関する情報を提供してもらっている。  
また、保護者に対して学校の説明だけでは理解してもらえない時、警察としての見解を説明することで、納得していただけることもある。
- 委員：「ケータイ夜10時オフ」の取組は浸透しているのか。
- 事務局：市PTA協議会より協力依頼があり、校長会や教育委員会としてもバックアップしていくこととした。また、いじめ防止サミットの実行委員会でも、携帯電話やスマートフォンに関するトラブルが話題となり、テーマとして取り上げた。  
夜遅くまで無料通話アプリ等を利用している子どもの中には、返信しないといじめられるという理由からやめたくてもやめられない子どもがいるのではないかと。そのような必要はないということ子どもたちに伝え、「10時になったからごめんね」と言える雰囲気を作っていきたい。
- 委員：人づきあいのマナーを教えていくべき。「既読無視は犯罪です」というスタンプもあると聞くが、過度に返信を求めることは間違っている。人づきあいの原則を大人が教えていく必要がある。
- 委員：ケータイ夜10時オフについて、まず大人が手本を示そうと学校のPTAなど大人に対して周知活動をしていた中で、このような取組みが行われありがたい。

### 3 平成26年度いじめに関する実態調査の結果について

委員：全市一斉の調査は毎年1回行っているのか。月例の調査もあるのか。

事務局：学期に1回以上アンケート調査をすることとし、その中で、全市一斉の調査を毎年1回行っている。

委員：いじめの態様のうち、パソコンや携帯電話等によるいじめの割合が思っていたよりも少ない。携帯電話やスマートフォンの所持率は上がっているので、今年はすごい数になるのではないかと思っていた。啓発の効果であればありがたい。

高校生になると、部活の連絡などでスマートフォンを持たざるを得ないが、いきなり高校で使うようになって、小中学校で啓発を受け、何が危険なのかよく理解しているので使い方を間違えないという話を聞いた。今後も、啓発を継続してほしい。

委員：携帯電話の所有率の調査は行ったことがあるか。

事務局：平成26年度全国学力・学習状況調査の中で記載されている。全国的にも同程度。

委員：73,557人が対象で、いじめと認知した件数が153件ということか。どのくらいの割合になるのか。

事務局：いじめの出現率で表すと、平成25年度は、小中学校で0.31%、全国で1.7%、福岡県で0.27%となっている。

委員：家庭内での親子の会話で「〇〇君がいじめられている」というレベルの話を吸い上げるシステムはないのか。

事務局：アンケートの実施について、事前に保護者に周知するとともに、いじめられていてもアンケートに記入できない場合もあるので、家庭で気付いたことがあれば学校に連絡してほしいと伝えている。また、アンケートには「いじめを見たか」という項目を設定している。いじめと認知した153件のうち、約半数は本人や保護者からの訴えによるもの。本人や保護者から訴えやすい環境づくりに努めている。

委員：アンケートは無記名になっているが、面談とはどのようにリンクさせているのか。無記名のアンケートで人物を特定できるのか。

事務局：アンケートから人物を特定することはできないが、担任は「自分のクラスにいやな思いをしている子どもがいる」ということを前提に面談を行っており、子どもの思いは十分引き出せている。

委員：北九州市の小中学生約7万人のうち、7分の1の子どもたちがいじめを受けているという認識でよいか。

事務局：いやな思いをした子どもが1万人ということで、いじめの認知件数とは異なる。

委員：アンケート項目の「いやな思いをした」というのは、「自分が」ということか。見たことは含まれないのか。

事務局：含まれない。

委員：小学校では「いじめの疑いがあると思われる件数」が9,054件で「いじめと認知した件数」は42件となっており、ギャップが大きい。理由があるのか。

事務局：「いじめの疑いがあると思われる件数」には、「いやな思いをした」ことを含んでおり、小学校では「昼休みに鬼ごっこをして、自分ばかり鬼になった」というケースや中学校では思い違いや些細なことまで含まれている。

委員：いじめの件数は減少しているが、以前に比べ、テレビなどマスコミで取り上げなくなってきたことも関係しているのではないか。いじめに対する意識を高めるために、年に1回でも調査を行うことは意義があると思う。

事務局：いじめに対しては、単にその多寡にとらわれるのではなく、いかに迅速かつ的確に対応し、早期解決を図ることが大切だと認識している。

委員：高校では2年連続0件というのは怖い気がする。高校生のいじめに対する意識が低いのではないか。数字の通り、良好な人間関係が築けていれば良いが、いじめられていてもいじめと捉えず、我慢しているのかもしれない。

事務局：「いじめの疑いがあると思われる件数が1万件あった」ということが大事。「いじめと認知した件数が153件しかなかった」という見方は適切ではない。

委員：アンケートの実施にあたり、クラスによってばらつきがあったと思う。全体の4分の3が「いやな思いをした」と答えたクラスや1人しかいないクラスもあったと思うが、アンケートは継続していただきたい。  
また、パソコンや携帯電話等によるいじめが思ったより少ないという意見があったが、来年のいじめ防止サミットに今年の調査結果を提供し、議論してもらっても良いのではないか。

事務局：検討する。

#### 4 いじめ事例の報告について（非公開）

- ・事務局より、平成26年4月から9月までに認知したいじめの事例について報告。
- ・委員から、いじめの対応等について助言を受けた。

## 北九州市いじめ問題専門委員会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、北九州市いじめ問題専門委員会条例（平成26年北九州市条例第42号。以下「条例」という。）第8条の規定に基づき、北九州市いじめ問題専門委員会（以下「専門委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の開催及び公開)

第2条 条例第2条第1号の規定による対策に関する専門委員会の会議は、定例的に年3回程度開催することとし、原則として公開とする。ただし、北九州市情報公開条例（平成13年北九州市条例第42号）第7条各号に掲げる情報に該当すると認められる事項に係る審議については、この限りでない。

2 条例第2条第2号及び第3号に掲げる所掌事務に関する専門委員会の会議は、必要に応じ開催することとし、原則として非公開とする。

(除斥)

第3条 委員は、条例第2条第3号に規定する重大事態に係る調査案件について利害関係を有する等調査の公平性又は中立性を害するおそれがあるときは、当該重大事態に係る調査及び審議に加わることができない。ただし、専門委員会の同意があった場合は、会議に出席して発言することができる。

(調査)

第4条 専門委員会は、条例第2条の調査を行うに際し、その目的、調査の概ねの期間、方法、入手した資料の取扱い等について協議し、教育委員会に報告するものとする。

2 専門委員会は、前項の調査を行う場合は、当該調査の進捗状況等を適時に、かつ、適切な方法で教育委員会に報告するものとする。

3 専門委員会は、調査対象者から意見、説明等を求める場合には、委員が2人以上で行うものとする。

4 専門委員会は、第1項の調査に際し、当該調査に係る被害を受けた児童又は生徒及びその保護者等が会議で事実関係に関して意見を述べ、説明等を行うことを求める場合において、調査のため必要であると認めるときは、その機会を与えることができる。

(報告)

第5条 専門委員会は、所掌事務（条例第2条第1号に規定する所掌事務を除く。）に関する調査及び審議を終えたときは、報告書を作成し、教育委員会に報告するものとする。

(委員会の庶務)

第6条 専門委員会の庶務は、教育委員会指導部指導第二課において処理する。

付 則

この要綱は、平成26年12月17日から施行する。

## 平成26年度の主な取組み（いじめ対策）

- 【4月】 ・各校において「学校いじめ防止基本方針」の策定
  - 【6月】 ・「北九州市いじめ防止基本方針」の策定  
・「北九州市いじめ問題専門委員会条例」の施行
  - 【7月】 ・第1回「北九州市いじめ問題専門委員会」の開催
  - 【8月】 ・「いじめ防止サミット in 北九州」の開催
  - 【9月】 ・「いじめ撲滅強化月間」における各校の取組みの実施  
・第1回「北九州市いじめ・非行防止連絡会議」の開催  
・「いじめに関する実態調査（アンケート・面談）」の実施
  - 【12月】 ・第2回「北九州市いじめ問題専門委員会」の開催
- 

### <今後の予定>

- 【1月】 ・「全国いじめ問題子供サミット（文部科学省）」の開催  
※本市から5名（小学生2名・中学生3名）の児童生徒が出席
- 【2月】 ・第3回「北九州市いじめ問題専門委員会」の開催  
or 【3月】

# 平成26年度 いじめに関する実態調査(アンケート・面談)の結果について

北九州市教育委員会

## 1 調査の概要

### (1) 趣旨

全小・中・特別支援学校、高等学校が、市内一斉に無記名による「いじめに関するアンケート」及びその後の担任等による面談を実施し、児童生徒のいじめの状況を把握する。教職員のいじめ問題に対する意識の高揚を図り、各学校におけるいじめの問題への取組の強化を図る。

### (2) 調査の実施時期・方法

9月8日～9月26日 全小・中・特別支援学校、高等学校にて無記名によるアンケート  
～10月3日 担任等による全児童生徒への面談による聴き取り

### (3) 対象

市内全小・中・特別支援学校、高等学校の児童生徒  
○小学校 131校(48,259名)  
○中学校 62校(23,889名)  
○高等学校 1校(701名)  
○特別支援学校 9校(708名)  
◎合計 203校(73,557名)

## 2 調査結果

件数	学校種	小学校		中学校		高等学校		特別支援学校		計		
		H26	H25	H26	H25	H26	H25	H26	H25	H26	H25	H24
調査年度		H26	H25	H26	H25	H26	H25	H26	H25	H26	H25	H24
学校数		131		62		1		9		203		
(1)いじめの疑いがあると思われる件数		9,054	9,391	1,093	1,296	11	7	25	42	10,183	10,736	14,061
(2)いじめと認知した件数		42	43	111	134	0	0	0	1	153	178	207
(2)のうち、今回の調査で新たに報告された件数(※1)		37	33	81	110	0	0	0	0	118	143	139
(2)のうち、既に報告されている件数(※2)		5	10	30	24	0	0	0	1	35	35	68
(3) (2)のうち、解消又は一定の解消をしている件数(※3)		41	38	108	109	0	0	0	1	149	148	182
<b>(4) 解消率(各年9月末現在)</b>		<b>97.6%</b>	<b>88.4%</b>	<b>97.3%</b>	<b>81.3%</b>	-	-	-	<b>100.0%</b>	<b>97.4%</b>	<b>83.1%</b>	<b>87.9%</b>
(5) (2)のうち、解消に向けて取組中の件数(※4)		1	5	3	25	0	0	0	0	4	30	25

○認知件数の調査期間は、平成26年4月から9月末まで

※1 今回の「いじめに関する実態調査(アンケート後の面談)」により、認知した件数

※2 毎月実施している調査により、これまで認知されている件数

※3 「解消」とは、「精神的な苦痛を感じていない」状態のことをさす。「一定の解消」とは、指導の結果、謝罪まで終わっており、いじめ解消と判断できるものの、本人や保護者の不安感が完全にぬぐいきれていないため、まだ解消という報告に踏み切っていない状況のことをさす。

※4 「解消に向けて取組中」とは、指導が継続的に行われており、解消に向けて取り組んでいる状態のことをさす。

○いじめの疑いがあると思われる件数とは

アンケートにおいて、低学年では、「いやなことをいわれたり、されたりしました」、中学年は、「いじめられました(いやなことをいわれたりされたりした)」、高学年・中学校は「いじめられました」と回答したものであり、全児童生徒への面談による確認を行う前の件数のため、「いじめの疑いがあると思われる」件数。

○今回の調査でいじめと認知した件数とは

アンケート後、全児童生徒に対し担任等が面談を実施し、いじめ等について聴き取りを行い、いじめ防止対策推進法の定義「当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係のある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」に合致した件数。

## 3 調査結果への対応

### (1) いじめの疑いがあると思われる件

- 校内の指導体制の改善に生かす
- いじめに近づきつつある「いじめの芽」として捉え、適宜指導を行う
- 思いやりの心や公正・公平な心の育成や生徒会活動などを通じた、未然防止に取り組む

### (2) いじめと認知した件

- 解消に至るまでの保護者と連携して継続的に取り組む
- 解消後の継続的な見守りと、再発防止に取り組む

## 4 今後について

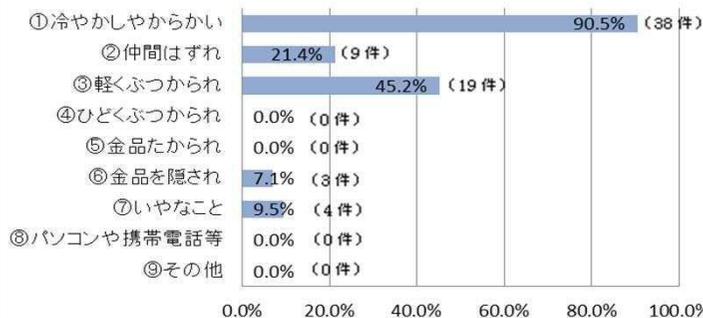
- 今後のいじめ対策の充実については、児童生徒への対応・指導と、学校の対応力向上・支援、関係機関との連携強化などに取り組む

## 平成26年度 いじめに関する実態調査(アンケート・面談)の結果についてⅡ

北九州市教育委員会

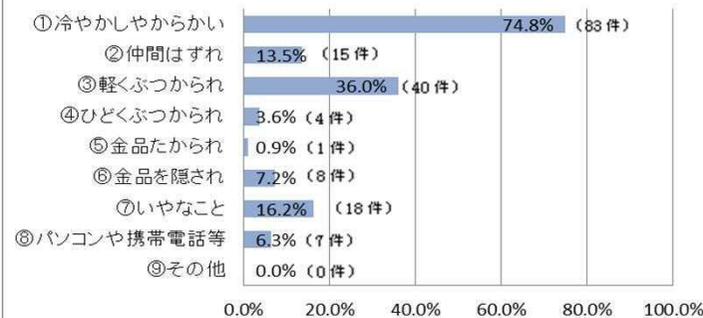
いじめの主な態様 ※複数回答 認知件数の合計に対する割合

### 小学校



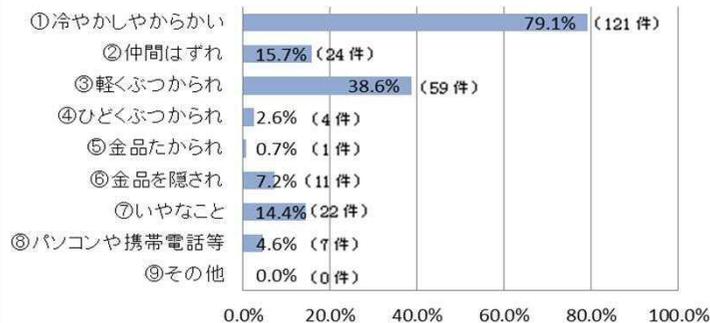
25年度	24年度
79.1%	72.0%
23.3%	21.3%
41.9%	32.0%
4.7%	4.0%
2.3%	1.3%
4.7%	2.7%
7.0%	8.0%
2.3%	1.3%
11.6%	14.7%

### 中学校



25年度	24年度
76.9%	80.6%
12.7%	17.8%
31.3%	27.1%
4.5%	9.3%
1.5%	4.7%
3.0%	3.1%
4.5%	4.7%
6.7%	3.1%
8.2%	5.4%

### 全校



25年度	24年度
77.5%	77.3%
15.2%	18.8%
33.7%	28.5%
4.5%	7.7%
1.7%	3.9%
3.4%	2.9%
5.1%	5.8%
5.6%	2.4%
9.0%	8.7%

#### 回答項目

- ①冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる
- ②仲間はずれ、集団による無視をされる
- ③軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ④ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ⑤金品をたかられる
- ⑥金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ⑦いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ⑧パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをされる
- ⑨その他

#### 調査結果の分析(中学校)

- I. ①「冷やかしやからかい」は、減少傾向にあるものの、③「軽くぶつかられ」は小学校と同様に増加していることから、いじめの態様として比較的初期段階で認知できたと考えられる。
- II. ⑧「パソコンや携帯電話等」は、昨年度に比べ減少している。「調査結果の分析(小学校)」のIIは中学校でも同様である。
- III. 中学校においても、「調査結果の分析(小学校)」のⅢと同様に、⑨「その他」はすべて⑦「いやなこと」に該当したが、⑨「その他」の件数を考慮しても増加傾向である。①「冷やかしやからかい」の初期段階で、気づくことが必要である。

※ 特別支援学校・市立高等学校は、本年度はいじめの認知件数が0件のためグラフ化をしていない。

#### 調査結果の分析(小学校)

- I. ①「冷やかしやからかい」が増加傾向であることから、いじめの態様として比較的初期段階で認知できたと考えられる。
- II. ⑧「パソコンや携帯電話等」が0件になっていることは、「いじめ防止サミットin北九州」で全校の代表児童生徒に採択された3項目(『ケータイ・スマホ夜10時オフ』『相手を傷つけることばは使わない』『困ったときはおとなに相談する』)を全校で周知したことや、ネットトラブル防止研修等の啓発事業を実施した等、積極的な取組の成果であると考えられる。
- III. ⑨「その他」に集計した事案を精査したところ、すべて⑦「いやなこと」に該当した。⑦「いやなこと」の件数は⑨「その他」の件数を考慮しても減少傾向である。

○北九州市いじめ問題専門委員会条例

平成26年6月25日  
北九州市条例第42号

(設置)

第1条 いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号。以下「法」という。)第14条第3項の規定に基づき、教育委員会の附属機関として、北九州市いじめ問題専門委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 法第1条に規定するいじめの防止等のための対策に関すること。
- (2) 法第23条第2項の規定による報告に係る事案に関すること。
- (3) 法第28条第1項に規定する重大事態に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員6人以内で組織する。

2 委員は、学識経験のある者その他教育委員会が適当と認める者のうちから教育委員会が任命する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

4 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者に対し、会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 「いじめの主な態様」について

### ①冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる(121件)

#### ・主な事例

	内容
1	目の前でいやなことを言われたり、陰で悪口を言われたりした。
2	同じグループの仲間から、からかわれたりした。

### ②仲間はずれ、集団による無視をされる(24件)

#### ・主な事例

	内容
1	腹を立てた加害者から、仲間はずれにあった。
2	仲の良いグループから、仲間はずれにされた。

### ③軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする(59件)

#### ・主な事例

	内容
1	肩をたたかれたり、蹴られたりした。
2	首に腕をまわされ、絞められたり、肩を軽く殴られたりした。

### ④ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする(4件)

#### ・主な事例

	内容
1	嫌なことを言われ腹を立てた加害者から、肩を複数回殴られた。
2	因縁をつけられて、顔を複数回殴られるなどされた。

### ⑤金品をたかられる(1件)

#### ・主な事例

	内容
1	施設の使用料(わずかな金額)を要求され、たかられた。

### ⑥金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする(11件)

#### ・主な事例

	内容
1	鉛筆・消しゴム・定規等の文具類を隠された。
2	シャーペンを分解されて机の上に置かれていた。

### ⑦いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする(22件)

#### ・主な事例

	内容
1	上靴を隠された。
2	土下座をさせられた。

### ⑧パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをされる(7件)

#### ・主な事例

	内容
1	LINE上に書き込みをされ、誹謗中傷を受けた。
2	LINE上にいやなことを書き込まれた。

## 「取組中の事案」について

	内容
ケース 1	<p>&lt;概要&gt; ・複数の子どもから、トイレに閉じ込められたり、黒板消しで背中をたたかれたりした。</p> <p>&lt;状況&gt; ・当事者同士で話し合いをさせて指導することにより、解消した。(10月)</p>
ケース 2	<p>&lt;概要&gt; ・複数の子どもから、冷やかしやからかいを受けることが多くなり、登校しづらい状況になった。</p> <p>&lt;状況&gt; ・一時、昼夜逆転の生活を送っていたが、いじめの実態調査をきっかけに、担任だけでなく学年職員で学級の雰囲気を変える指導を行った結果、現在は少年支援室に毎日通っており、週1日は学校に登校して学習したり、スクールカウンセラーと面談したりしている。(12月5日現在)</p>
ケース 3	<p>&lt;概要&gt; ・複数の子どもにからかわれたり、避けられたりした。</p> <p>&lt;状況&gt; ・加害者や被害者の家庭と連絡を取って対応し、解消した。(10月)</p>
ケース 4	<p>&lt;概要&gt; ・以前から人間関係の不和があった子どもと言い争う中で、心ないことを言われた。</p> <p>&lt;状況&gt; ・欠席が増加したため、担任や学年主任等が家庭訪問を実施したり、少年支援室と連携したりして登校を支援している。スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによる面談も予定している。(12月5日現在)</p>